# Communication Center for Food and Health Sciences NPO法人



# 食利協ニュースレター第23号

# <u>目 次</u>

【巻頭言】	頁
輸入食品・検疫検査センターで思うこと	1
【食科協の活動状況】	
NPO法人食科協、4年目へ向けての抱負、所感等	2
【行政情報】	
1 . 食品安全委員会がファクトシートを発表	6
2.健康食品の試買調査結果からみた景品表示法上の問題点等について	9
3 . 平成 17 年度政府予算案決まる	1 0
4.米国産牛肉の貿易再開に関する米側専門家との意見交換の概要	1 3
【消費者情報】	
1.「残留農薬等の暫定基準(第2次案)等について」の日本生協連の意見を提出	1 4
(日本生協連ホームページ <u>www.jccu.coop/Press_Release/Press_041206_01.htm</u> から)	
2 . 消費生活相談等から見た 2004 年の 10 大ニュース	2 0
【企業情報】	
JA 香川県の食品不適正表示問題について	2 1
【学術·海外行政情報】	
1 . ウレタン(エチルカルバメート)の発腫瘍性へのアルコールの影響	2 2
2.分子技術を用いた食品媒介病原菌の迅速検出法	2 3

平成 17 年 1 月 28 日

# 特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麺連会館 2F TEL/FAX 03-5669-8601

http://www.ccfhs.or.jp/ E-mail shokkakyo@ccfhs.or.jp

# 【巻頭言】

# 輸入食品・検疫検査センターで思うこと

横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター長

かじ よしふみ 加地 祥文

昨年4月の異動により、輸入食品と感染症の水際検査の第一線で再び働くことになりました。当検査センターは、輸入食品の高度で精密な検査を行う機関として横浜市金沢区に平成3年10月に設置されたものです。それまでは、各検疫所にある試験検査室で行っていましたが、センターが設置されてからは、各検疫所では検体を採取して、農薬や動物用医薬品など高度な検査検体は、センターに送付するという業務の分担が行われています。

検査センターのある場所は、横浜海港検疫所として、また長濱措置場として明治28年以来使用されてきました。「措置場」とは、ペストやコレラのような検疫感染症に罹っている可能性のある船客を、潜伏期間中、健康であっても留め置いておく施設のことです。新千円札の肖像になった野口英世博士も短期間ながら検疫医官補としてこの長濱の細菌検査室(横浜市に寄贈され、野口記念公園となっている。)に勤務し、ペスト患者の発見に貢献しました。その関係で当地では野口博士のファンが地元の福島に次いで多いのではないかと密かに思っています。

その敷地内に、以前は検疫所職員の官舎が建っていました。平屋の二軒長屋や、二階建ての独身寮がありました。その独身寮に今からざっと四半世紀前に入寮したのが、輸入食品の監視業務との馴れ初めでした。以来、輸入食品の監視業務を中心に、食品衛生、と畜・食鳥検査、動物由来感染症対策などに携わり、直前は、人の感染症対策のための情報収集や発信、統計解析などを行う結核感染症課感染症情報管理官という仕事をして参りました。

今回改めて水際検査の現場に立ってみて、組織、人員、施設設備の充実には目を見張るものがあります。これは、この20数年間、検疫所において輸入食品の安全性確保のため不断の努力を惜しまなかった先輩諸氏の功績のたまものであります。常に国会でも、マスコミでも輸入食品の安全性に関して矢面に立って頑張ってこられた検疫所職員の頑張りがあったればこそ、ここまでの充実したものができたものと信じます。

また、施設設備だけでなく、職員の資質も確実に向上しており、この10年間で見ても検査官の人数は2倍になっていますが、検査の実績は8倍になっています。検査官一人当たりの検査能力が4倍になっている計算になります。しかも、検査の項目は、いずれも高度で複雑になったものばかりですし、精度に関してもGLPが厳密に適用されています。

そんないいことずくめのようですが、また新たな問題も生じてきています。ここ20年間を、効率化、合理化、そして拡大路線で走ってきたために食品衛生監視員と検

査官の分業化は避けられないことだったのでしょうが、食品衛生監視員にしても検査官にしても、組織の歯車として与えられたノルマの達成だけに邁進し、食品の安全性を総合的に考えたり、なぜという疑問を持たない職員が増えています。違反品を見つけようとする努力も希薄になっています。また、違反品を検査で発見してもそれがどのように処理されていくのかということにも無関心です。

監視や検査の現場の経験を積んで、将来は本省で企画立案や、問題解決に携わっていく人材の育成が、今後の輸入食品の安全性の確保と感染症の侵入を防止するための最重要課題であると考えます。食の安全性をトータルで考えることができなければ、誰も納得させられません。リスク・コミュニケーションという言葉が人口に膾炙するようになりましたが、私たち、検疫所の職員、一人一人が食の安全性を総合的に説明するためには、何よりも私どもが安全性について総合的に理解していることが必須要件なのではないでしょうか。

また、そのためにもう一度、検疫所の食品衛生監視員、検査センターの検査官には、 違反を発見してやるぞ、という監視員なり、検査官が本来備えていたインスペクター としての本能を呼び覚ますことが必要であると思います。

巷では、公務員の削減やアウトソーシングが常に話題に上る今日この頃ですが、国民の生命・安全を水際で守る検疫所の仕事というのは、自衛隊、警察と並ぶ国の重要な仕事であると考えます。その国民の期待に答えるべく、精一杯努力していく所存です。

# 【食科協の活動状況】

# NPO法人食科協、4年目へ向けての抱負、所感等

# 石井 健二(常任理事)

食の安全確保の再構築をめざした、国や行政レベルの新たなシステムが始動して 1年半、リスク評価を含めて様々な情報が公開されようになりましたが、行政情報 はまだまだ素人には難解なものが多く、また最新情報の入手にも制約があります。 当協議会は、行政等の最新情報を協議会ニュ-スや研修会、講演会を通じ平易に、 また必要な場合専門家に詳細な解説をお願いし、会員等の利用に供しています。ま た、会員は行政経験者、事業者、研究者など多岐にわたっていることから、事業者 や消費者の多様なニ・ズや疑問に対応する可能性を備えてもいます。昨年はリスク コミュニケ・ション部会活動、ISO22000研究会など積極活動の足場も出来ま した。会の着実な発展に向け、微力を注ぎたいと思います。

### 伊藤 蓮太郎 (専務理事)

光陰矢のごとしといいますが、食科協ニュースレターの毎月発行、時宜に叶った 講演会とシンポジウムの開催、ISO22000 研究会の開催等で、満3年が経過しようと しています。これだけの事業活動では満足できません。確かに人手・資金不足という最大のネックがありますが、NPO 法人である食科協らしい独自性の高い事業活動がまだまだ有るはずです。国民の健康の保護を最優先にした新たな食品安全行政の実施に即し、なおかつ消費者の期待にも応え得る事業活動、即ち、消費者と専門家、行政官、食品等事業者等とのリスクコミュニケーションはその最たる事柄でしょう。難しい問題(BSE、ダイオキシン等)を分かりやすく理解するためのリスコミ、アレルギー表示の必要性とその表示の限界についてのリスコミ、量販店の経営方針、消費者向けサービス等がすべて消費者のための真の利益になっているのか否か、むしる量販店の独善的又は利己的なものになっていないかのリスコミなど、その課題は尽きません。これらの課題のリスコミにも取り組みたいものです。

### 植松 智之(常任理事)

もう何十年前のことになる。食品衛生監視員になる就職面接のとき、試験官から『貴方は、どんな食品衛生監視員になりたいか』との質問をされたのを覚えている。そのとき、食品衛生の専門家と消費者の間に入り難しい情報等を易しく、判りやすく説明するなどの橋渡しをしたいと答えたことが思い出される。まさに、今、リスク管理に関する多くの出版物がありますが、あまりに専門的な内容、難しい表現になっていて消費者にはわかりにくく何十年前の状況と同じようになっていると感じる。4年目を迎え、自分の役割は、原点に帰り「リスク管理」について少しでも、内容をかみ砕き、事例を通じて消費者等に説明しお役に立てればと考えている。

### 北村 忠夫(監事)

NPO法人食科協として、2度目の正月を迎えることができました。最初は理解されるかなと心配しておりましたが、何とか名前が少しは知られたかなと実感できることがあり、大変うれしかったことがありました。新春を迎えるに当たり、私はリスクコミュニケーションに関わってきましたので、その展開について考えました。その第1は、リスクコミュニケータの養成です。その重要性に対する認識があるのに対し、養成の機関もなく、必要なカリキュラムも定められておりません。これに対する取組みは当協議会として検討すべきではないかと思います。

その第2は、企業におけるリスクコミュニケーションです。企業から発せられるリスクマネージメントの情報は多くありますが、これらが企業内外に対する情報操作のない公開性と科学性に立脚したものか不信が寄せられることがあります。そこで、これについてのあり方を検討して見てはと思います。

### 小沼 博隆(理事)

わが国を含め、これまでの先進諸国での食の安全問題は、自然発生的に勃発する 微生物による食中毒や有害化学物質の誤用や無知なるが故の使用などによるもの が大半を占めてきた。最近ではバイオテロ、食品テロなど、意図的な食中毒や無差 別殺戮が計画されている。これらがいったん発生した場合には、その被害の規模は 想像をはるかに超えることが、米国同時多発テロやオウム真理教による地下鉄サリン事件等で実証されている。しかしながら、我が国の対応は「性善説」を信ずるためか極めて遅いのが現状である。

私は中堅規模食品工場のいくつかの施設を見学する機会を得た。使用水を含む原材料や副原材料の倉庫あるいは貯蔵タンクの管理の現状をみて寒気立った。なぜなら、原材料である油・醤油・ソースを積んだタンクローリーが施設敷地内に受付せずに直接侵入し、無人の施設裏側へ行き、運転手が勝手に貯蔵タンクにソースを注入して出て行ったからである。それらのタンクには空気抜きのパイプあり、開口部にはほこり侵入防止用の雑巾がねじ込まれていた。もちろん、タンクの周りにはヒトの侵入を防止する檻などの措置は皆無であったからである。この状態では、テロリストが自由に出入りできるばかりか攻撃(毒や病原微生物を投入)も自在であることが明らかである。

NPO食科協が立ち上げられた時から4年目を迎えるが、食品を取り巻く環境は ノロウイルスの猛威や食テロなど複雑かつ危険要因が増えているようにもみえる。 したがって、一刻も速い情報を的確に関係団体や関係者に知らせるNPO食科協の 役割はますます重要なものとなり注目されると思われる。

### 関澤 純(理事)

今年は日本が夥しい犠牲の末にロシアに戦勝し、韓国を植民地化した時から100年です。昨年国際学会出席を機会に両国を尋ねソウル市内観光で日本への積年の恨みを聞かされました。しかし私にとり身近なのは太平洋戦争が終わって60年目ということです。この間わが国の食をめぐる情況は驚くほど変わりました。子供の頃食料不足だったこともあり、農学部を選び1年生の夏休みに東北の開拓地で農作業奉仕をしました。当時読んだアメリカ留学した先生の文章に「貧しい国から来たのね。たくさん食べなさいといわれ感激した」と書かれていました。ところが同じ日本で現在、まだ食べられるものが賞味期限や消費期限を過ぎ売れないとされ、レストランでは大量の食べ残しが捨てられています。北朝鮮には飢えた子供が多くいるといわれ、今後アジアの経済発展による食生活向上、乳児死亡減少によるインドやアフリカの人口爆発とそれに伴う食料不足は到底、前述のことや摂取カロリーの過半を海外に頼る状況を許さなくなるのではないかと考えます。私たちの食生活についても、今ここで歴史を振り返り、現在から未来へのあるべき姿を見据えることが必要ではないでしょうか?

### 田中 昇(監事)

早いもので食科協の活動も4年目を迎え、ますますその活動も充実して参りました。

従来にも増して「食」の「安全」「安心」が高まりつつあります。しかし消費者の信頼を裏切る事件は後を絶たない状況が報じられている昨今であります。

食品衛生法も改正され、消費者に対するコミュニケーションの概念が取り入れら

れました。「食」の安全確保を図るには、生産から消費まですべての段階で、正しい知識と適切な情報を共有することが重要であることは言うまでもありません。

食科協としては、ますますこの情報の提供という活動に向けて、活動してゆくことが期待されるものであります。

### 古川 研一(理事)

「災い転じて福となす」

「災」京都清水寺管主が大書された昨年の語(字)である。

年末の有名な行事でテレビでも大きく報道される。

鳥インフルエンザ、BSE・・・挙げればとても紙が続かない。

相次ぐ台風の上陸、大水害、地震、それに未曽有の凶悪事件、特に子供の被害が 深刻で胸が痛む。

イラクの長期化・泥沼化、近くて遠い国との関係、景気、国際的にも良い年であったか。

一方、アテネオリンピックでのNIPPONのメダルラッシュ、胸がスッとした。 テレビで観ていて日本の若者達の堂々としたプレー、表彰式での率直な喜び、イン タビューでは自分をはっきり表現する、勝っても負けても。嬉しかった。いま、若 い人に対する評価が必ずしもよいとは云えない時、彼等は素晴らしい。

街でもそうだ。最近、この子達が日本を背負って行くのだなという光景に会うことが多い。

時代が変りつつあるのを実感する。

今年は災い転じて福をなす年でありますように祈って止まない。そして努力したい。 い。

### 模 孝雄(常任理事)

NPO 食科協は創立以来、食科協ニュースレターや講演会などを通じて食の安全・安心に係る多くの有益な情報を発信してまいりました。これらの情報が食材の生産、食品の製造・加工、流通、消費の各段階に携わる人々、更には広く国民に伝わることが必要であります。

リスクコミュニケ - ションの考えが浸透していく中で、行政からの一方的な情報のみに限らず、食品の安全・安心に係る有益な情報が分かり易く多くの方々に伝えられ、理解されていくことが先ず重要と考えます。

NPO 食科協は4年目を迎え、食科協が発信する食の安全・安心に係る情報がより広い層の関係者に伝わり、理解されるためにもより広い層からの会員への参加を呼びかけ、会員の増強に努めて参りたいと思います。

### 三原 翠(常任理事)

今年の抱負を書く前に昨年の抱負を読み返し、ほとんど叶えていないことに深く 恥じ入っています。主な内容は食科協を「消費者・企業・行政に認知され,役に立つ 信頼される団体とすること」「総合食品マネジメントシステムの構築」「ホームページの充実」の三つでした。

昨年の活動の中で、江東区民祭りへの出展が、消費者への直接の働きかけとしてありましたが、役に立つ団体としての認識を得られるほどではありませんでした。総合マネジメントシステムは途中でISO22000へ変更したため中断されていますが、食品安全マネジメントシステムとしては充実していますので、これは及第とします。ホームページについては、ヤフーの掲載を申請していますが、昨年も駄目で、同時に申請した環境のNPOはパスしたので、さらにトライしますが、内容の充実がもっと必要なのでしょう。マネジメントシステムはPlan - Do - Check - Act で物事を進める仕組みですので、Check をしてみました。このチェックを元に見直しを行い、新たな目的を考え、次のように計画します。

IS022000 食品安全マネジメントシステムに取組み、食科協の事業の柱にする。 会員からの或いは会員への情報提供の仕方を考え、ホームページを充実させる。 この二つを達成することで、消費者・企業・行政に認知され、役に立ち信頼される団体になる。今年の末には、この目的を恥ずかしくないチェックが出来るようにするのが、私の抱負です。

### 森田 邦雄(理事)

新年、明けましておめでとうございます。昨年、理事に任命され、協議会の活動のお手伝いをさせて頂くこととなりました。宜しくお願いいたします。食生活において、食品の安全性の確保は何よりも重要であることは言うまでも有りません。と同時に、食品について資源として考えることも必要なことではないでしょうか。昨今、人の健康に及ぼす影響はないと断わった上で回収され廃棄される食品がよく見られます。輸入食品に依存するわが国として、食料について地球資源問題としてとらえ、国民に理解、納得してもらう上でのリスクコミュニケーションのあり方が重要となってきており、当協議会の活動がますます重要となってくるものと思われます。

# 【行政情報】

# 1. 食品安全委員会がファクトシートを発表

12月16日開催の第74回食品安全委員会は、「妊婦のアルコール飲料の摂取による 胎児への影響」「トランス脂肪酸」及び「Q熱、」についてファクトシート(科学的知 見に基づく概要書)を公表することを決定しました。これらのファクトシートの作成 と公表は、平成16年7月15日開催の第54回食品安全委員会において、食品安全基 本法第23条第2項後段の規定により同委員会が自ら行う食品健康影響評価について 審議された結果、これらの3件については同委員会が自ら行う案件には該当しないものの、それぞれのファクトシートを作成し、国民の方々に情報提供することと決定されたことに基づくものです。

これらのファクトシートは、現時点における研究結果等を整理して作成されたものですが、同委員会としては、引き続き、わが国及び諸外国の関係機関等からこれらに関する新たな研究結果等の情報収集を行うとともに、分かりやすく整理した上で、これらのファクトシートを通じて国民の皆様への情報提供に努めます。上記3件のファクトシートから、それぞれの冒頭部分を以下に引用しました。それぞれの「リスクに関する科学的知見」などの詳細は、

www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai74/dai74kai-siryou2-1.pdfをご覧ください。

なお、第74回同委員会においては、リステリアを含む食中毒原因微生物全体について優先順位を付けつつ、微生物の定量的リスク評価に関するガイドラインを策定し、評価を行うことも決定しました。(伊藤 蓮太郎)

### (1) 妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響

妊婦のアルコールの摂取による胎児への悪影響について、初めて医学的な報告がなされたのは 1899 年のことです。Dr.William Sullivanが女性のアルコール中毒者 120 名を対象にした調査を行い、アルコール中毒の女性から生まれた乳児の死亡率が、アルコールを摂取しなかった 28 人の女性から生まれた乳児の死亡率よりも高かったことを報告しています $^{1}$ )。さらに 1968 年には、Dr.Paul Lemoineが胎児期のアルコール暴露の影響とみられる特徴的な顔貌その他の症候群のある 127 人の子供について報告しています $^{2}$ )。その後も同様の研究の結果が発表され、このような症状を「胎児性アルコール症候群(Fetal alcohol syndrome: FAS)」と呼ぶようになりました $^{3}$ )。

胎児性アルコール症候群 (FAS)とは?

妊娠中にアルコールを摂取した女性から生まれた子供に、

- ・特徴的な顔貌(小さな目、薄い唇など)
- ・発育の遅れ
- ・中枢神経系の障害(学習、記憶、注意力の持続、コミニュニケーション、視覚・聴 覚の障害など)

などの先天異常が見られる場合があり、これを「胎児性アルコール症候群 (FAS)」と呼びます。

また、胎児性アルコール症候群(FAS)の基準のすべてを満たさない場合であっても、

- ・アルコール関連神経発達障害(Alcohol-related neurodevelopmental disorder:ARND) 行動や認知の異常
- ・アルコール関連先天異常(Alcohol-related birth defects:ARBD) 心臓、腎臓、骨、聴覚の障害

といった症状が見られる場合があります。

これらのアルコールに起因する胎児の障害を総称して、「胎児性アルコール・スペクトラム障害 (Fetal alcohol spectrum disorders:FASD)」と呼びます<sup>4)</sup>。

### (2)トランス脂肪酸とは

トランス脂肪酸は、マーガリンやショートニング 1など加工油脂や、これらを原料として製造される食品のほか反芻動物の肉や脂肪中などに含まれる脂肪酸の一種です。脂肪酸とは、油脂などの構成成分で、大きく分けて飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸があります。このうち、炭素と炭素が2つの手で結びついた二重結合(不飽和)を少なくとも一つ以上有するものが不飽和脂肪酸と呼ばれ、炭素に結びつく水素の向きでトランス型とシス型の2種類に分かれます 2。水素の結び付き方が互い違いになっている方をトランス脂肪酸といい、同じ向きになっている方をシス型といいます。(下図参照)

トランス脂肪酸の生成については、次の三つの過程が考えられています。 油を高温で過熱する過程において、シス型の不飽和脂肪酸から生成 植物油等の加工に際し水素添加の過程において、シス型の不飽和脂肪酸から 生成

自然界において、牛など(反芻動物)の第一胃内でバクテリアにより生成(脂肪や肉などに少量含まれる)  $^{1\lambda 2}$ 

トランス脂肪酸の作用としては、悪玉コレステロールといわれているLDLコレステロール(低比重リポたん白質:肝臓から体内の各部へコレステロールを運ぶ物質)を増加させ、善玉コレステロールといわれているHDLコレステロール(高比重リポたん白質:体内の各部から肝臓へコレステロールを運ぶ物質)を減少させる働きがあるといわれています。また、大量に摂取することで、動脈硬化などによる心臓疾患のリスクを高めるとの報告もあります<sup>2)</sup>。

- 1ショートニングとは、植物油や魚油等を原料として製造され、マーガリンと比較すると、水分をほとん ど含まないという違いがあります。19世紀に米国でラードの代用品として作り出されたもので、現在 では様々な食品に利用されており、またサクサクとした食感等を出すため、菓子などに使われます。
- 2トランス型とは、水素原子が【炭素 = 炭素】の二重結合の反対側に位置する構造のことを指しています (図B)。同じ側にある場合の構造はシス型といいます(図A)。

飽和脂肪酸		1脂肪酸
(炭素 炭素 一重結合)	(炭素=炭素 二重結合)	
н н	図A H H	図B H
		1
C C	C = C	C = C
нн	(シス型)	Н
		(トランス型)

### (3)Q熱とは

Q熱は、人獣共通感染症の一つで、コクシエラ (Coxiella burnetii)が原因菌の感染症です。1937年にオーストラリアのと畜場の従業員の間で流行した原因不明の熱性疾患として初めて報告されました $^{1\lambda^2}$ 。Q熱という病名は、原因不明の熱病 (Query fever)に由来しています。

Q熱の病態は大まかに急性型と慢性型の二つに分けられます。急性型の潜伏期は一般的には 2~3 週間で、感染量が多いと短くなります。症状はインフルエンザの症状に似ていて、発熱、頭痛、筋肉痛、全身倦怠感、呼吸器症状などを呈します。肺炎や肝炎を生じることもあります。また、急性型の 2~10%は心内膜炎を主な症状とする慢性型に移行するといわれており、適切な治療をしないと致死率も高くなります。海外では、急性Q熱患者が回復後しばらくして倦怠感、不眠、関節痛などを訴え、数ヶ月~十数年もの間持続し、慢性疲労症候群と診断される症例が報告されています。

Q熱には特徴的な症状や所見がないため、他の熱性呼吸器疾患や細菌性心内膜炎と鑑別することは困難と思われます。したがって、上記のような症状があり、動物との接触歴や海外(流行地)への渡航歴があって、起因菌やウイルスが証明できない場合には、本症を疑ってみる必要があります<sup>3)</sup>。

# 2.健康食品の試買調査結果からみた景品表示法上の問題点等について

東京都では、健康食品に係わる危害等の未然防止のため、いわゆる健康食品の試買調査を行っています。平成16年度第1回試買調査に伴う景品表示法に基づく行政指導について、昨年改正された景品表示法に基づき、初めて事業者から表示の根拠資料の提出を求めるなど詳細な調査による指導を行いましたので、その結果等をお知らせします。

### 1 調査・指導結果のポイント

初期調査の段階で明らかに不当表示の疑いがあるものは 80 品目中 43 品目(54%)だったが、法に基づく報告徴収などにより詳細な調査を行った結果、表示と実際が異なり、不当表示等により行政指導を行ったものは 71 品目(89%)にのぼった。インターネットによる通信販売を行っている事業者の中には、商品に関する理解がほとんど無いにもかかわらず、その効用等を誇大に表示していたものが多く見受けられた。

原材料の優良性(メリット)ばかりを強調して表示している商品が多い一方で、 特定の体質や健康状態の人への忌避情報などのデメリットに関する表示がない ものがあり、さらに具体的な「使用上の注意」情報の提供が必要であることがわ かった。

### 2 消費者へのアドバイス

「健康食品」の購入に当たっては、パッケージやインターネット広告等の表示を うのみにせず、誇大と思われるような表示には惑わされないようにしましょう。 「健康食品」の原材料等の中には、特定の人に対する忌避や、多量・長期間摂取 の場合の危険性があるものもあります。専門機関などの情報を十分に確認した上 で購入・利用するようにしましょう。

### 3 業界に対する要望等

健康食品や通信販売の関係団体 (72 団体) に、表示の適正化、インターネット 広告表示の改善、「使用上の注意」表示についての検討及び関係法令の遵守につ いて要望した。

健康食品取扱事業者講習会(12月16日開催)において、健康食品取扱事業者(約1600名)に対し、表示の適正化等について周知を図る。

### 4 今後の対応

繰り返し違反を行うなど悪質な事業者については、事業者名を公表します。 詳細は「健康食品の試買調査結果からみた景品表示法上の問題点等について」 www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s\_hogo/sisin/ihan.pdfをご覧ください。(伊藤 蓮太郎)

# 3. 平成 17 年度政府予算案決まる

平成 17 年度政府予算案 (82 兆 1,829 億円、伸び率 0.1%)が 12 月 24 日に閣議決定 されました。厚労省予算案 (20 兆 8,178 億円、伸び率 3.1%)及び農水省予算案 (2 兆 9,672 億円、伸び率 97.2%)のうち、食品安全施策に関する主な項目は次のとおりです。(伊藤 蓮太郎)

### 厚生労働省

- 1「食品衛生法に基づく基準の策定等の推進」を図るため、 国際的に安全性が確認されかつ広く使用されている食品添加物を国が指定するための安全性確認、及び既存添加物の計画的な安全性確認に要する経費、 残留農薬等のポジティブリスト制導入に向けての基準設定等に必要な分析法開発等に要する経費、 長期にわたる摂取により健康影響が懸念される食品中の汚染物質のうち水銀等の重金属について、食品別濃度や摂取量調査をし、安全性の検証、基準の策定、摂取指導等に要する経費として計1,682百万円。
- 2 「消費者等への情報提供の充実」を図るため、 食品安全施策の消費者等への情報提供、消費者等関係者間での情報の共有化と双方向の意見交換などリスクコミュニケーションの充実に要する経費、 消費者の視点に立った食品表示の一元的な見直しと容易な理解に向けての普及啓発に要する経費として計 36 百万円。
- 3「**輸入食品、健康食品、牛肉等の安全対策の強化**」を図るため、 検疫所が行う

モニタリング検査の充実、輸入食品監視支援システムの改善、包括的輸入禁止規定の発動が検討されている輸出国に対する輸入食品安全対策の強化等に要する経費、健康食品を消費者が適切に選択できるよう正確かつ十分な情報提供の方策を講じるとともに、食品の健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大な広告等に対する監視強化、安全性が疑わしい健康食品の成分分析や対策の充実等に要する経費、 牛のと畜検査における BSE 検査の実施を引き続き特別措置として実施することとし、検査キットの整備に対し国庫補助を行うに要する経費、 その他の食品安全対策に要する経費として計 12,568 百万円。

なお、検疫所においては、平成 17 年 9 月から実施される動物の輸入届出制度 の導入に伴う増員(10 人) 輸入食品監視指導体制の強化に伴う増員(6 人)が 認められています。

- 4「バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議の開催」に要する経費として 65 百万円。遺伝子組換え食品については、その対象が微生物・植物から動物へと拡大しており、安全性等に関する国際基準の策定等が求められています。日本は、平成 12 年から同 15 年までの「バイオテクノロジー応用食品特別部会」での議長国としての実績から、同 16 年 6 月の第 27 回コーデックス総会で新たに設置された第二期「バイオテクノロジー応用食品特別部会」においても議長国となることが採択され、同 17 年度中に開催されることになりました。
- 5「**食品安全に関する研究の推進**」を図るため、食品リスク分析による衛生管理手法の開発、先端科学を融合・応用した検出技術の開発、健康影響についての科学的根拠に基づいた安全性に係る調査研究などの実施に要する経費として1,352 百万円。

### 農林水産省

- 1.食品表示適正化総合対策事業(拡充)
  - 次の(1)から(3)の事業に要する経費として計 361 百万円
  - (1)食品表示適正化推進事業(食品の各分野ごとの事業者等からなる協議会において食品表示の適正化のための方策の検討、食品表示に関する意見交換会(食品表示タウンミーティング)の開催、食品の表示制度の普及・啓発を推進するため、マニュアル等の作成・配布、セミナーの開催等の実施、食品表示ウオッチャーによる食品表示の日常的監視及び不適正表示に係る情報収集、消費者団体が行う食品表示学習会の支援を通じた、消費者参加型の食品表示の監視の実施)
  - (2) 食品表示適正化対策推進事業( 食品表示の適正化に向けた具体的方策を 検討するため都道府県、事業者等から構成する指導推進委員会の開催、 食 品表示制度の食品等事業者、消費者等への周知、 食品表示指導員の設置等 による食品表示 110 番の運営ほか)

- (3)食品表示適正化推進事業(不正な品質表示を行っている疑いのある食品 販売業者等に対し、JAS 法に基づく立ち入り検査の実施、 食品表示の適正 化に向けた監視体制の強化を図るため、生鮮食品を対象とした巡回調査の実 施、 食品表示の監視体制の強化、効率化のため、監視対象店舗、違反等に 関するデータベースの構築、全国の地方農政局、地方農政事務所等の表示・ 規格担当者間での情報の共有化、調査対象店舗の調査履歴及び関連情報の整 理、検索の容易化を実現、 事業者、消費者等に対する啓発・指導の実施 )。
- 2. JAS 規格等検査・分析手法妥当性確認事業(新規)(分析手法の国際的な整合性を図る観点から、品目ごとに異なる分析手法の有無を調査し、その同等性及び妥当性を検証することなど)に要する経費として20百万円。
- 3.**有機表示等普及円滑化推進事業(新規)**(有機畜産物を中心として有機食品及び特別栽培農産物に関する制度の普及・啓発、有機畜産物の生産・管理に必要なマニュアルの作成や検査員の育成など)に要する経費として9百万円。
- 4.新 JAS 制度普及展開推進事業(新規)(登録認定機関、事業者等に対し、新たな JAS 制度の内容(国際的なガイドラインに従って登録された民間機関による第三者認証の仕組み等)についてパンフレットの作成・配付、説明会の開催等を通じた多角的な普及啓発)に要する経費として11百万円。
- 5.加工食品生産情報調査検討事業(新規)(品目ごとの生産履歴情報の実態調査、 消費者と製造業者との合同検討会の開催、品目ごとの加工食品に係る生産履歴情報の分析及びその結果を踏まえた加工食品の生産情報公表 JAS 規格の検討)に要する経費として11百万円。
- 6.食品製造工程管理高度化促進事業(組替)(平成15年度からの食品製造工程管理技術力高度化促進事業(中小食品製造事業所等においてHACCP手法に関し責任を持って推進できる人材、事業者のHACCPに係る取組を的確に指導できる人材の養成)と食品製造加工工程管理情報高度化促進事業(中小食品製造所等がHACCP手法を実践しようとするに際に必要とする技術情報について、インターネットを通じて提供するデータベースの構築)の2事業のうち後者を一部組み替え、「ISO22000食品安全マネジメントシステム」普及推進事業(関係のセミナーの開催、品目別マニュアルの作成等)を新たに追加した。)この3事業に要する経費として計150百万円。
- 7. ユビキタス食の安全・安心システムの確立(新規)( ユビキタス食の安全・安心システム開発事業(ユビキタスコンピューティング技術(最先端の情報処理技術)を活用した先進的な食の安全・安心システムを、公募方式により開発)、ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業(各地域においてモデル地区の総合的な整備を進めるため、ユビキタスコンピューティング技術を活用した生産自動制御システム、農業生産資材自動識別管理システム、情報関連施設、分析・検査施設等の整備に対して助成))に要する経費として計1,800百万円。

- 8. トレーサビリティシステム導入促進対策(食の安全・安心確保交付金)(牛トレーサビリティ法の対象を除く、すべての食品を対象に、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器や分析機器の整備等を支援する都道府県に対し、交付金を交付)に要する経費として2,742百万円。
- 9. **國際規格対応強化・体制整備事業(新規)**( コーデックス委員会で検討されている國際食品規格案について、学術経験者、業界関係者、消費者等から構成される検討委員会の開催等を行うとともに、関連するコーデックス部会に出席、国際標準化機構(ISO)で検討されている国際規格案について、学術経験者、業界関係者、消費者等から構成される専門家委員会の開催等を行うとともに、関連する ISO の國際専門家会合に出席)に要する経費として 11 百万円。
- 10.輸入農産物リスク管理対策事業(組替・拡充)(平成 16 年度から実施している海外農産物リスク管理対策実施状況調査の対象国の拡充、及びその結果を踏まえ、当該輸出国が行っているリスク管理が有効に機能しているかどうかの検証、リスク管理関連情報提供(上記の調査によって得られた輸入農産物のリスク管理関連情報と(独)農林水産技術センターが行っている輸入農産物の残留農薬調査結果を組み合わせて提供))に要する経費として 16 百万円。

# 4.米国産牛肉の貿易再開に関する米側専門家との意見交換の概要

日米両政府は12月16~17日の両日、双方向の牛肉貿易再開に関する両国の専門家及び実務担当者による意見交換会を東京において開催しました。出席者は、日米専門家、並びに外務省、厚生労働省、農林水産省及び食品安全委員会(オブザーバー)の実務担当者で、次の議題について、活発かつ建設的に議論が行われました。

- (1)国際的に認知された基準を用いた特定危険部位(SRM)の除去及び生産記録による月齢の照明システム(米国側が、実務担当者による現地調査(11月28日~12月5日)のフォローアップとして提供。)
- (2)米国農務省が実施中の牛枝肉の生理学的成熟度(マチュリティ)に関する特別 研究

会合の中で米国側は、特別研究の最終報告書(案)を日本側に提示し、両者は 同報告書(案)について意見交換を行った。最終報告書は可能な限り早期に提出 される見込みである。

両者は、双方向の牛肉貿易の再開に向けての条件と枠組みの詳細についての検討作業が進展していると認識した。これに従い、両者は上記の点に関する検討と研究を続けることを決定し、共通の理解を得るために可能な限り早期に次回の意見交換を行うこととした。(伊藤 蓮太郎)

# 【消費者情報】

1.「残留農薬等の暫定基準(第2次案)等について」日本生協連が意 見を提出(日本生協連ホームページ

www.jccu.coop/Press\_Release/Press\_041206\_01.htmから)

日本生活協同組合連合会は、残留農薬等の暫定基準(第2次案)の作成までにいたる厚生労働省の膨大かつ緻密な作業に敬意を表するとともに、同第2次案を「1.施行までの課題・疑問点、」と「11.施行後における課題」とに分けて次のような意見を12月6日厚生労働省へ提出しました。

### I . ポジティブ制度施行までの課題・疑問点

- (1)食品中に残留する農薬等の暫定基準(第2次案)について
  - 1.本制度の序文について

ポジティブリストに収載されている品目、対象食品のマトリックスで考えると膨大なる MRL s 数となる。本制度に係り最終製品を単にサンプリングして、分析するだけでは消費者を適切に保護することは不充分である。最終段階において検査や受け取り拒絶を行うだけではなく、食品の生産、流通等、フードチェーンのすべての段階において安全性を確保することは大きな意味を持つ。仮に自主的検査によってある食品から残留農薬等が検出された場合、リスクの大きさを考慮しつつ、原因究明のためのスタート地点に立ち、どのようにマネジメントすれば改善できるかを検討すべきであり、食品原材料の生産、流通の最後まで予防措置的なアプローチを含んだ一貫したマネジメントが重要と考える。食品中に残留する農薬等の暫定基準(第2次案)1ページの序文中にこのような視点・考え方を明記すべきである。

### 2.本制度の理解について

暫定基準は膨大なものであるが、ステークホルダーグループ、特に食品の安全性確保のうえで重要な役割を担う生産者・製造者に対して『国民の健康の保護を図る』という目的及び本制度の概要を充分に理解させること。合わせて、5ヶ国以外で特に農産物の輸入が多い中国、タイ、台湾などの東南アジア諸国に対して、ポジティブ制度に係り充分なる理解の働きかけをお願いしたい。

3. コーデックスにおける MRLs 設定状況の把握と本制度への反映

農薬関連は FAO/WHO 合同農薬専門家会議(JMPR)とコーデックス残留農薬部会(CCPR)、動物用医薬品は FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会(JECFA)とコーデックス食品中の残留動物用医薬品部会(CCRVDF)がそれぞれ、優先順位を定めて、各物質の ADI 及び MRL s の設定を行っている。この最新の討議状況を把握し、本制度に適用できるように対応されたい。CCPR のパイロットプロジェクトでは、既に米国 EPA からビフェナゼート、フルジオキサニル、トリフロキシストロ

ビン3物質に関して、コーデックス Interim MRLs として提案しているが、この MRLs と暫定リストの数値が異なっている。整合性を持たせるべきである。

### 4. 複数の海外基準を参考とする場合

複数の外国基準を参考とする場合は平均値をとるが、当該基準に大きな違いがある場合には、単純に平均値を採用するのではなく、そのばらつきを踏まえて適切な値を採用するとなっている。しかし、例えば、テトラジホンに係り、ホップの MRL s は米国 120ppm、豪州 5ppm となって大きく隔たりがあるが、平均値 60ppm が採用されている。このような物質については引き続きそれぞれの設定根拠等の調査が必要と考える。

### 5. 有効数字と数値の丸め方について

複数の外国基準を参考にする場合は平均値をとり、有効数字 1 ケタとするとなっている。一方、1 カ国の外国基準を参考にする場合の取扱いはどのようになるのか。例えば、ビフェナゼートに係り、ホップの MRL s は米国 15ppm、暫定基準は 20ppm が採用されている。数値を丸めるのではなく、米国 15ppm を採用した方が合理的ではなかろうか。このような物質については引き続きそれぞれの設定根拠等の調査が必要と考える。

### 6.掲載のない物質の確認

動物用医薬品であるイプロニダゾール、ナイスタチン、ロイコマイシン(別名キタサマイシン)、プロピオニルプロマジンについては本リストに掲載されていないので、暫定基準を設定し、収載されたい。また、ホルモン剤であるジエチルスチルベストロールの取扱いについて別表1に掲載する等の考え方を示されたい。

### 7.親化合物と代謝物の関係

暫定基準における規制対象の農薬等の範囲について、特に親化合物(品目名) と代謝物の関係を明確にするために、相関関係について一覧表を作成することを 要望する。脚注における記載では分かりにくい。

# (2)「人の健康を損なうおそれのない量として厚生大臣が審議会の意見を聴いて 定める量」の設定について

食品衛生法改正に伴い、ポジティブリスト制度の導入に際し、「人の健康を損なうおそれのない量」を設定することとなり、リスクアセスメントの立場から一律基準の設定を行なわなければならなかったという貴省の状況は理解できる。しかし、EU がリスクマネジメントの立場から一律基準の設定をおこなっており、その理由が[1]ゼロ残留は困難である、[2]調査対象とされた使用農薬のほぼすべてに一律の MRLs を設定することで消費者が保護される、[3]検査を担当する研究施設には予想される全ての農産物/物質の組み合わせに対応する検査設備が整備されておらず、詳細な検査よりも効率が優先されマルチ検出法が使用されていると記述されている。この理由は極めて明解であり、貴省がリスクマネジメントの

立場から考え方を示すことは、リスクアナリシス適用の中で、特にリスクマネジメントのオプションをしても適切と考える。

人の健康を損なうおそれのない量として厚生大臣が審議会の意見を聴いて定める量を一律基準と規定しているが、元来、それぞれの物質はそれぞれ固有の毒性学的特性を有しているので、様々な物質に対して一律の基準値の設定をおこなうことは理論的には成立しない。今回の提案は、リスクアセスメントによって「人の健康を損なうおそれのない量(一律基準)」が定められると述べているが、一律基準値はすぐれてリスクマネジメントに係るものである。したがって、EUのDefault MRLsの考え方を採用すべきであり、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しても明解な回答は得られない可能性が高いと考える。

5ページの記述 "発がん性エンドポイントに基づく 1 . 5・g/ヒト/日という TTC は適切な安全域を示すものであり.... "は、「人の健康を損なうおそれのない量(一律基準)」の設定にあたって、発がん性を有する物質であっても、TTC が 1 . 5・g/ヒト/日であれば、安全であると記載されている。しかし、本来発がん性リスクのある農薬等を使用すべきでなく、残留を認めるべきでないという本制度の基本的考え方からして、発がん性を有する物質はポジティブリストに掲載しない方針が出されているので、本記述は適切ではなく、発がんリスクに対する考え方を提示したという誤解を生じる可能性がある。

# (3)「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生大臣が 定める物質」の設定について

IV の対象外物質の設定について(1)~(3)の考え方を示し、V の対象外物質が例示されている。しかし、例えば V の[1]許容一日摂取量(ADI)の設定が不要とされた物質は IV の(1)~(3)のどの分類になるのか示されていないので、明確にされたい。

### (4)その他

2次案等が公表され、これらの基準値が設定されることになったことは、今後、 監視・指導という制度運用の要となるスタート地点に立ったものと理解している。 このため、以下の課題を列挙するので、参考にされたい。

### 1.相談・協議窓口の設置

本制度導入に当たり、第1次案に提出された意見の中に多くの質問や個別の疑問点、法律上の解釈などが多く出されている。2次案以降も同じような事例が発生することが予想されるので、貴省における相談・協議窓口の設置をおこない、その事例について関係者に知らせる体制の整備を要望する。

### 2. 監視体制の充実強化

農水省及び各自治体と連携・強化のもとで、フードチェーンの各段階における 原料、製品のモニタリングやサ - ベイランス検査に取り組んで戴きたい。特に監 視・指導の考え方を明確にし、一貫した運用を行うようにガイドライン等の策定 を要望する。更に検査結果については速やかに公表することを要望する。

### 3.分析法の確立(標準品の入手を含む)及び分析法の進捗状況の報告

本制度施行に向けて、国立食品医薬品研究所が中心となり、都道府県の衛生研究所や農産技術センターの協力のもとで、遅滞なく一斉分析法の開発を要望する。あわせて、諸外国や大学の研究機関、医薬品製造メーカー等の技術協力により、より幅の広い情報・データを入手すべきである。これらの進捗状況について逐次公開されたい。特に、別表1に掲載された物質の分析法について最も重要であると考えるので遅くとも施行までに情報公開を要望する。

### Ⅱ . ポジティブ制度施行後の課題

# (1)食品中に残留する農薬等の暫定基準(第2次案)について

### 1 . リスク評価に基づくMRLs設定の促進

本来、農薬、動物用医薬品は、まず毒性資料に基づく ADI の設定(暴露評価など一連の安全性評価や残留試験データを含む)をおこない、その結果に基づき、各種農作物、畜産動物、水産養殖魚等に MRL s が設定されるべきであると考える。 国内における農薬の登録、動物用医薬品、飼料添加物の承認・申請及び輸入食品に係る残留の可能性のある農薬等の Import Tolerance に基づく資料の提出を最大限求め、リスク評価に基づく MRL s 設定を促進させるべきである。

### 2.暫定リストの見直しについて

農薬、動物用医薬品摂取量の実態調査の結果及び国際機関での検討状況等を総合的に判断し、優先順位品目を設定した上で、上記に述べた毒性資料データの収集、日本人の食品摂取量に基づいた暫定基準の見直しを要望する。また、コーデックス、米国、EU における基準値設定の作業は、影響を受け易い人口集団、特に小児に対する暴露評価が大きな関心事になっており、日本においてもこの観点からの調査が重要と考える。例えば農薬では急性参照用量(acute RfD)が安全性評価のうえで重要である。

### 3.取り締まりの影響についてのアセスメント

本制度の導入により、これまで食品中に残留する農薬等の基準値についてほぼ網羅的にカバーできるが、一方で本制度が普及・定着するためにはかなりの時間が必要であり、この制度導入によって国民の健康保護がどの程度確保されるのかのアセスメントが必要となる。2003年FAOが発行した『食品の安全性と品質の保証』には次のように記載されている。『食品コントロール措置を計画し、そして実行する場合には、食品産業の法遵守のためのコスト(資源、人員、および財政的影響)を考慮しなければならない。というのは、このようなコストは最終的に消費者に転嫁されるからである。取り締まりの影響についてのアセスメントは、優先課題を決定する上で益々重要となっている、そして食品コントロール当局が最も有益な影響を達成するようにその方針を調整し、改訂するうえで役立ってい

る。』と記載されている。このガイドラインの趣旨に照らして本制度のアセスメントが必要であるが、この件に係るシステム提案についてどのように考えるのか。 更にこのアセスメントの適用によって法律の改正等が必要である。

### 4.情報提供について

暫定基準策定に使用した5ヶ国(地域)の他、野菜類などは実態として中国、タイ、台湾などの東南アジア諸国からの輸入が多いのが実態である。これらの国々における農薬等使用状況や基準値の設定状況等の情報を把握する必要がある。また、EU 基準と EU 加盟国の基準が必ずしも一致していない状況がある。こうした海外の情報は把握しにくいため、厚生労働省及び農林水産省が中心になって最新情報の発信を要望する。

### 5.栽培時に使用した農薬以外の汚染による残留性への影響について

直接、農産物に直接使用しないが、農産物を汚染する可能性のある農薬等の考え方の整理が必要である。ゴルフ場や街路樹に使用する農薬からの汚染、諸外国での使用する使用方法などについて、調査することは非常に困難であるので、農水省と連動し情報提供をお願いしたい。

### 6. 光分解・代謝等によってより毒性が懸念される物質

農産物に農薬を使用した後における光分解、動物体内で親化合物が代謝される、加工による食品中に残留する化学物質の毒性が強まることが懸念される物質に係る必要なマネジメントを検討すべきである。

### 7.脂肪中に残留する化学物質

現在 JECFA は生乳ベースにおける MRL s を勧告している。しかし、脂溶性物質では脂肪中の残留濃度は全乳に比べ 25 倍もの高濃度となる可能性があり、チーズ、バターなどの高脂肪含有加工食品中の非常に高い残留濃度につながる可能性がある。この点について検討すべきである。

# (2)「人の健康を損なうおそれのない量として厚生大臣が審議会の意見を聴いて 定める量」の設定について

食品安全委員会から「人の健康を損なうおそれのない量として厚生大臣が審議会の意見を聴いて定める量」として食品影響評価が示された後からも、科学の進展により新しい毒性学的エンドポイントに照らして、「人の健康を損なうおそれのない量」の見直しが必要と考える。

# (3)「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生大臣が 定める物質」の設定について

### 1.対象外物質の規定の整備

2次案で示された対象外物質(案)は、法的背景、農薬取締法、海外での取扱い、対象外物質の設定、対象外物質の項目が記載されている。しかし、対象外物質を設定する概念及び規定が明確に記載されていない。例えば対象外物質のリストに掲載がなく、暫定基準値がない物質の取扱いはどのようになるのか、検討を

要望する。なお、除外する条件として GMP、 GAP の必要性を述べているが、この場合は制度そのものの整備や説明が必要となる。

### 2.対象外物質のリストの確定

対象外物質は例示とするのではなく、網羅的リストを作成し、継続して評価していくべきである。例えば、既存添加物名簿の収載に際しては定期的な見直しを実施している。このように対象外物質も一旦全ての物質についてリスト化を行い、その後定期的メンテナンスを要望する。

### 3.データの収集

自然に含まれる量を超えないという判断をするためには、自然に含まれる量の データが必要となる。特にホルモン剤などこれまで国内でのデ・タ蓄積のない物 質等、優先順位を定めて調査されたい。

# (4)その他

### 1.レファレンスラボの設置と妥当性の確認された分析機関

国際的には精度の高い分析法や公定法の分析の施行を保証するために妥当性 の検証が行われており、分析法の精度管理が厳しく求められている。日本でも精 度管理、一貫した分析法の実施などに向けて、レファレンスラボの設置を検討さ れたい。

### 2.分析法の進展

科学技術の進歩により、分析法も日々進化している。分析法は、クロス分析など分析機関の連携・強化による常時見直しが必要と考える。

### 最後に

本制度導入にあたり、リスクアナリシス、とりわけ、ステークホルダーグループによるリスクコミュニケーションが大切である。今後も引き続き、リスクコミュニケーションに係る会合や本制度に係る Q&A の策定など、いろいろなツールを用いて旺盛なるコミュニケーションを検討されたい。なお、英国 FSA のホームページには農薬に関するあらゆる記事が掲載されており、特に消費者向けの Q&A が参考になると考える。

なお、日本生協連は、「「健康食品」に係る今後の制度のあり方について(提言)の実施について」(www.jccu.coop/Press\_Release/Press\_041221\_01.htm)は12月21日に、また「平成17年度輸入食品監視指導計画案にについて」

(www.jccu.coop/Press\_Release/Press\_041222\_01.htm) は 12 月 22 日にそれぞれ 意見提出をしています。(伊藤 蓮太郎)

# 2 . 消費生活相談等から見た 2004 年の 10 大ニュース

- (1)(独)国民生活センターでは、全国消費生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET)を通じて相談件数の多かった事項、社会的に注目を集めた事項など から、次の10項目を挙げています。 消費生活相談件数が6割増、 架空請求 の相談が急増、 個人情報に関する相談が増加 悪質な訪問販売に関する相談が高水準 外国為替証拠金取引などに関する相談が著増 「二次被害」 のトラブルが増加 フリーローン・サラ金にかかわるトラブルが多発 目 立つ賃貸住宅の敷金などに関する相談 リコール届出が急増するなか、自動 車に関する相談が高水準 消費者基本法が成立。
- (2)日本生協連では、ホームページのアクセス数などをもとに、日本生協連が発信したニュース(What s new)のベスト 10 を紹介しています。 「鳥インフルエンザについてのQ&A」、「共済・保険関連ニュース」、「全国生協経営概況を変更しました」、「日本での狂牛病発生についてのQ&A」、「新組織『消費者機構日本』が設立されました」、「豚コレラ疑い例の報道について」、「魚介類・鯨類の水銀について」、「日生協が「消費税総額表示対応情報交流会」を開催しました」、「ヒジキに含まれるヒ素についてのQ&A」、「CO・OPミックスキャロットジュースが新しくなりました」。
- (3)(財)日本消費者協会は、400名のモニターや消費生活コンサルタントの意見などを参考にまとめた10大ニュースを紹介しています。国民生活センターと重複している上記を除くと次の7項目です。消費者団体訴訟制度の担い手を目指して「消費者機構日本」など発足、特定商取引法改正、猛暑、台風と天候不順に、地震追い討ち、年金改革法成立、公益通報者保護法成立も、コンプライアンス問われる事件続々、消費税が総額表示に、対応の遅れで、鳥インフルエンザの被害拡大。いずれも順不同です。(伊藤蓮太郎)

# 【企業情報】

# JA香川県の食品不適正表示問題について

JA香川県は 11 月 30 日、香川県から同月 8 日食品の不適正表示に当たるとしてJAS 法及び景品表示法に基づく指示をされていました「さぬきの夢 2000 小麦粉 100%使用」などの虚偽表示について、香川県へ改善報告書を提出するとともに、下記の「お詫び」をJA香川県ホームページwww.kw-ja.or.jp/osirase/owabi/index.html へ掲載しました。香川県からの指示内容は、法令遵守意識の徹底、再発防止のための改善計画の作成、さらには、表示や品質管理に関する体制とシステムの確立などを報告書として 11 月 30 日までに提出することでしたが、改善報告書は原因の究明、自主点検、改善策、跋文、改善スケジュール等に関する詳細なものでした。

# 「さぬきの夢 2000」等の食品不適正表示問題について(お詫び)

この度、当JAが販売いたしておりました「手延半生讃岐うどん大地」につきまして、11月8日、香川県からJAS法等に基づく改善指示を受けました。

この不祥事は、食の安全・安心を担うJAとして重大な過ちであり、消費者や生産者の皆さまをはじめ、各界・各層の多くの方々に多大なご迷惑をおかけいたしました。

役職員一同、心より深くお詫び申しあげます。

このことを受けて、当JAでは直ちに不適正表示対策委員会を設置し、徹底した原因究明と取扱商品の総点検を実施いたしました。その結果、当JAが製造者・販売者となっている食品類 227 品のうち、59 品が不適正表示と判明いたしましたので、これらの商品は、取扱を中止および停止いたしました。

今後は、安全・安心な農畜産物等の提供を第一義に、法令遵守態勢と食品安全管理体制の確立に向けての取組み、また消費者・生産者の皆さまのご意見を真摯に受け止めるなど、再発防止策を着実に実行し、全役職員が一丸となって、失われた信頼の回復に努めてまいります。

平成 16 年 11 月 30 日

香川県農業協同組合

 経営管理委員会会長
 庵 原
 稔

 代表理事理事長
 遠 山 建 治

香川県からの 11 月 8 日付指示書に対する改善報告書を、11 月 30 日に香川県宛提出いたしましたので、それを掲載しています。

(「香川県に提出した改善報告書」の全文はホームページ www.kw-ja.or.jp/osirase/houkoku/index.htmlにあります。)

# 【学術・海外行政情報】

# 1.ウレタン(エチルカルバメート)の発腫瘍性へのアルコールの影響

Beland FA, Benson RW, Mellic PW, Kovatch RM, Roberts DW, Fang JI, Doege DR, (国立毒性研究センター(NCTR)、生化学毒性部、アリゾナ州、米国) Food and Chemical Toxicology, 43(1): 1-19, 2005

ウレタンは発酵食品、アルコ・ル飲料の摂取を通じて広範な暴露がある発がん物質である。本研究ではエチルアルコール共存下でのウレタン発がん性を検討した。B6C3F(1)雌雄マウス(雌雄一群 48 匹)を用い、エチルアルコール 0%, 2.5%, 若しくは 5.0%の存在下に飲水中ウレタンを 0, 10, 30 若しくは 90ppm 自由摂取で 2 年間与え、発腫瘍性を調べた。ほか追加マウス(雌雄一群 4 匹)に上記投与量で 4 週間与え、血清のウレタン及びエチルアルコール濃度、DNA アダクト形成、ミクロソームのチトクローム P450 誘導、細胞増殖及びアポトトーシスを調べた。

ウレタンは、雌マウス肝臓で細胞の複製を抑制し(雄では抑制なし) 肺では両 性とも細胞の複製を抑制し、また、雌マウス肝臓においてチトクローム P450 2E1 を誘導した。肝臓の DNA アダクト、1, N(6)-ethenodeoxyadenosine 濃度はウレタン への暴露で増加し、エタノール共存で減少した。エタノール処理は動物の体重、生 残率に影響がなかった。一方、ウレタン投与は体重と生残率を減少させた。ウレタ ンは両性の動物で肝臓、肺及びハ-ダ-腺の腺腫若しくは癌腫、肝臓及び心臓の血 管肉腫、雌の乳腺及び卵巣腫瘍、雄の皮膚及び前胃の扁平細胞性乳頭腫若しくは癌 腫を用量依存的に増加させた。これらの内、肝細胞腫瘍の増加は用量に応じて直線 的であったがこれは、肝臓 DNA の 1, N(6)-ethenodeoxyadenosine 付加物形成と細 胞複製の組合わせによると考えられる。血管肉腫はウレタン 90ppm 用量群でのみ認 められたので、高ウレタンで誘導された毒性の結果として現れたものと思われる。 肺の肺胞/細気管支及びハ・ダ・腺の腺腫若しくは癌腫の増加は比較的直線的であ って、腫瘍の誘発の機作は遺伝毒性を示唆した。エタノ - ルは雄マウスで肝細胞線 種若しくは癌腫を増加させる傾向が認められ、発症率は最大用量で僅かに増加した。 ウレタン 10ppm、90ppm 投与された雌マウスにおいて、エタノ - ルは用量依存的に それぞれ、肺胞/細気管支の腺腫若しくは癌腫、心臓の血管肉腫を増加させた。こ れはアルコールがウレタンの一次的分解を抑制し、全身への分布を増加させたこと によると思われる。雄マウスでは異なる結果で、ウレタン 30ppm を投与した動物に おいてエタノ・ルは、肺胞/細気管支、ハ・ダ・腺の線種若しくは癌腫の発症を用 量依存的に低下させた。(石井 健二)

# 2.分子技術を用いた食品媒介病原菌の迅速検出法

Haravaneni R, Jamil K. (Dept. of Genetics, Bhagwan Mahavir Hospital and Research Centre, Masab tank, Hydhra Andhra, India) J. Med Microbiol.54(Pt 1):51-4. 2005 Jan.

人間に発症させる食品媒介病原菌の伝統的な同定方法は時間を消費し面倒である。それゆえに、食品媒介病原菌を迅速に同定するための革新的な方法の開発が必要である。分子クローニング及び再合成 DNA 技術における最新の進歩は、食品中の病原菌の検出方法を大変革した。この研究では、食品媒介病原菌であるサルモネラ及び病原大腸菌の迅速同定方法のため、PCR (Polymerase Chain Reaction)を基礎とした技術の開発に着手した。適切なプライマー(primers)が遺伝子増幅のためサルモネラの特異的遺伝子 fimA 及び病原大腸菌の特異的遺伝子 afa に基づき設計された。アガロースゲル電気泳動及び臭素酸エチディウムによる補助染色が PCR 産物の同定のために使用された。増幅物の大きさは DNA マーカーと比較して明らかなとおり 120bp (訳者注: DNA 配列の長さを表す単位)であった。これらの研究は、fimA 及び afa プライマーが環境サンプル中のサルモネラ及び病原大腸菌をそれぞれ検出するために特異的であったということを立証しており、サルモネラ及び病原大腸菌の検出のための迅速で、敏感でかつ信頼できる技術が開発された。(伊藤 蓮太郎)

# 編集後記

会員各位におかれては、平成 17 年 (2005 年)の元旦を清々しい新たなお気持ちで迎えられたこととお慶び申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、幾つもの大型自然災害を被った方々に心からお見舞い申し上げます。

【食科協の活動状況】では、各役員の「4年目へ向けての抱負、所感等」を披露していただきました。会員各位におかれても、新しい年を迎えて、いるいろな夢、方針、希望、目標、期待などを熟考されたのではないでしょうか。本ニュースレターの「会員のひろば」で紹介させていただきたいと思っていますので、ご寄稿くださるようお願い申し上げます。

【行政情報】中の農水省平成17年度予算案の概要にもありますとおり、食品製造工程管理高度化事業(組替)の中で「ISO22000食品安全マネジメント」普及推進事業(20百万円)が認められ、国際規格対応強化・体制整備事業(新規)(11百万円)の中でも「関連するISO国際専門家会合への出席」が認められました。これに刺激され、食科協のISO22000研究会メンバーの意欲が増し議論もさらに活発になり、成果物への期待も高まります。

食品表示の監視指導については、食品衛生法のみならず、JAS 法及び景品表示法に基づき実施されていますが、ここのところ、JAS 法及び景品表示法に基づく違反の報道が目立っています。【行政情報】でご紹介した東京都の例は改正景品表示法第 4 条第 2 項 (不当な表示の禁止)に基づくものです。同改正法では、担当官が表示の根拠資料の提出を求め、その根拠が不明確な場合は行政指導が行えるようになっています。更に悪質な場合は排除命令もできるようになっています。

【企業情報】の内容は、「さぬきうどん虚偽表示」などの新聞記事を見て香川県及び JA 香川県ホームページなどを調べご紹介したものです。このことによって、JAS 法に基づく加工食品品質表示基準が「誤認を与える表示」の排除をさらに強化したことを再確認しました。即ち、この事例は、一括表示以外の箇所に記載されていた内容が、同基準の表示禁止事項(第6条第3号)「その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」に該当すると判断されたものです。

(伊藤 蓮太郎)

この機関紙の記事を無断で転載することを禁止します。